

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

インドにおける小売業への外国直接投資規制の緩和

インド政府は、2012年9月14日の閣議決定により、複数ブランド小売業 (multi-brand retail trading) への外国直接投資 (FDI) を51%まで認めること、また 単独ブランド小売業 (single brand retail trading) に51%超100%までの外国直接投資を行う場合の条件を緩和することを決定しました。この閣議決定を受け、インド政府商工省産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) は、同月20日に2012年プレスノート (press note / インド政府が発行する通達の種類) 4号および5号を発行し、上記小売業への外国直接投資規制緩和を同日に施行しました。

複数ブランド小売業に対する規制緩和の内容は、2011年11月24日の閣議決定 (同閣議決定でも複数ブランド小売業に対する外国直接投資規制緩和が決定されましたが、野党等の反発を受け、事後的に撤回されました) にて決定された内容とほぼ同じですが、大きく異なる点として、複数ブランド小売業に対する外国直接投資が認められるのは、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認した州および連邦直轄領内においてのみであるとの条件が付加されている点が挙げられます。

現時点において、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認した州および連邦直轄領は、以下のとおりです。言い換えれば、現時点ではこれらの州または連邦直轄領以外の地域では、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を行うことは認められていません。詳細は、下記解説の1(2)(viii)をご参照ください。

- ・アンドラ・プラデシュ州 (Andhra Pradesh)
- ・アッサム州 (Assam)
- ・デリー連邦直轄領 (Delhi)
- ・ハリヤナ州 (Haryana)
- ・ジャム・カシミール州 (Jammu & Kashmir)
- ・マハラシュトラ州 (Maharashtra)
- ・マニプール州 (Manipur)
- ・ラジャスタン州 (Rajasthan)
- ・ウッタラカンド州 (Uttarakhand)
- ・ダマン・ディウ、ダドラおよびナガル・ハベリ連邦直轄領 (Daman & Diu and Dadra and Nagar Haveli (Union Territories))

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮】

1. 複数ブランド小売業への外国直接投資の解禁

(1) 従前の規制

複数ブランド小売業 (multi-brand retail trading) への外国直接投資 (FDI) は全面的に禁止

されていた。

(2) 今回の規制緩和の内容

2012 年プレスノート 5 号により、下記(i)から(x)までの条件を満たし、かつ事前の政府承認を得られる場合、複数ブランド小売業への外国直接投資が、最大 51%まで認められることとなった。

投資条件

- (i) 果物、野菜、花、穀物、豆類、生鳥肉、水産品および肉製品を含めた生鮮農産物は、ブランド無しとすることができる。

【コメント】

条件の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、複数ブランド小売業では、これらの商品も取り扱うことができる旨を述べていると考えられます。

- (ii) 外国人投資家により、外国直接投資として持ち込まれる最低額は、1 億米ドルとする。

【コメント】

複数ブランド小売業への外国直接投資を行う場合、最低 1 億米ドルを投資する必要があることになります。

- (iii) 外国直接投資のうち少なくとも 50%は最初の外国直接投資から 3 年以内に「バックエンドインフラ」に投資されなければならない。「バックエンドインフラ」は、フロントエンドのユニット等に対する投資を除く、全活動に対する支出を含み、たとえば、加工、製造、流通、設計改良、品質管理、梱包、物流、保管、倉庫、農業市場生産インフラ等に対する投資を含む。地代および賃料に関する支出は、バックエンドインフラのための費用としては計算しない。

【コメント】

「バックエンドインフラ」とは、実際に小売を行う店舗等の「フロントエンド」に対する概念であり、商品の製造、保管、物流等のインフラを意味します。投資額の半分以上は、店舗等のフロントエンドではなく、これらのバックエンドインフラに投資される必要があります。

- (iv) 製品・加工品の少なくとも 30%は、工場および機械に対する総投資が 100 万米ドル以下である「小規模企業 (small industries)」から調達されなければならない。この査定額は工場設備の設置時点での評価を参照し、減価償却を考慮しない。いずれかの時点であれ、この査定額が 100 万米ドルを超過した場合、当該企業は本項における「小規模企業」としての資格を失う。この調達条件は、第一義的には、最初に外国直接投資が行われた年の 4 月 1 日から起算して、5 年間の平均の製品・加工品の価値において満たされていなければならない。その後は各年ごとに満たされている必要がある。

【コメント】

複数ブランド小売業で扱う製品、加工品の少なくとも 30%は、工場および機械に対する総投資が 100 万米ドル以下である「小規模企業 (small industries)」から調達されなければならないとする規定であり、実務上達成に困難が伴うと予想される条件の 1 つであると考えられます。

- (v) 上記(ii)、(iii)および(iv)の条件の遵守を保証するために企業が行う自己認証は、必要な場合には、当局によるチェックを受ける。したがって、外国投資家は、監査人に適式に認証される会計書類を備置しなければならない。

【コメント】

上記各条件の遵守状況については、当局による定期検査等は行われず、専ら自己申告および当局の適時の検査等により遵守状況が確認されることを述べていると考えられます。

- (vi) 小売店舗は、2011 年の人口調査に基づいて 100 万以上の人口を擁する都市にのみ設置することができ、また当該都市の周囲 10 キロメートルの地域もカバーすることができる。小売店舗は、当該都市の都市計画による区域制限に従う必要があり、運送拠点や駐車場等の必要設備も設けられる必要がある。2011 年の人口調査によれば 100 万未満の人口しかない州または連邦の地域については、その州または連邦の判断により任意の都市に小売店舗を設置することができるが、当該地域の最大の都市に設置されることが望ましい。小売店舗は、当該都市の周囲 10 キロメートルの地域もカバーすることができる。小売店舗は、当該都市の都市計画による区域制限に従う必要があり、運送拠点や駐車場等の必要設備も設けられる必要がある。

【コメント】

インド国内で複数ブランド小売業を営む小売店舗が設置できるのは、100 万人以上の人口を擁する都市（2011 年 11 月 25 日付インド政府のプレスリリースによれば、2011 年の人口調査に基づく、約 8000 の町および都市のうち、複数ブランド小売業に対する外国直接投資が認められる都市は 53 都市しかないとのことです）については当該都市およびその周辺 10 キロメートルの地域に限られるとの地域制限が課せられています。また、100 万未満の人口しかない州または連邦の地域については、当該地域の最大の都市およびその周辺 10 キロメートルの地域に限られるとの、地域制限が課せられています。

- (vii) 政府は、農業生産物を調達する優先権を持つ。

【コメント】

複数ブランド小売業者による購入と、政府による購入とが競合した場合、政府による購入が優先することを規定していると考えられます。

- (viii) 上記複数ブランド小売業に関する方針は、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を、任意で承認した州および連邦直轄領においてのみ適用される。したがって、小売店舗は、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認し、または将来において承認する州および連邦直轄領にのみ設置できる。現時点で、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認している州および連邦直轄領のリストは、別紙のとおりである。将来的に、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認した州または連邦直轄領は、その旨をインド政府商工省産業政策促進局に伝え、それに基づいてインド政府がリストへの追加を行う。小売店舗の設置にあたっては、店舗施設法（Shops and Establishments Act）その他の当該州（連邦直轄領）に適用される法令を遵守する必要がある。

【コメント】

インドの憲法上、「州内の商業取引活動」（Trade & Commerce within the State）に関する事項は、中央政府ではなく州の立法権限事項とされていることから、小売店舗の設置は、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認している州および連邦直轄領においてのみ可能とされました。プレスノート 2012 年第 5 号の別紙によれば、現時点で複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認した州および連邦直轄領は、以下のとおりです。

- ・アンドラ・プラデシュ州（Andhra Pradesh）
- ・アッサム州（Assam）
- ・デリー連邦直轄領（Delhi）
- ・ハリヤナ州（Haryana）
- ・ジャム・カシミール州（Jammu & Kashmir）

- ・マハラシュトラ州 (Maharashtra)
- ・マニプール州 (Manipur)
- ・ラジャスタン州 (Rajasthan)
- ・ウッタラカンド州 (Uttarakhand)
- ・ダマン・ディウ、ダドラおよびナガル・ハベリ連邦直轄領 (Daman & Diu and Dadra and Nagar Haveli (Union Territories))

(ix) E-commerce による複数ブランド小売業は認められない。

【コメント】

電子メールやインターネットウェブサイト等で消費者が購入を申し込む E-commerce の方法による複数ブランド小売業は禁止されることが明示されました。

(x) 外国直接投資の申請は、インド投資促進委員会 (FIPB) の審査に先立って、インド政府商工省産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) により行われ、告示された条件が遵守されているかどうか審査される。

【コメント】

インド準備銀行 (RBI) への事後報告のみで外国直接投資が認められる、いわゆる自動ルートではなく、インド政府の事前承認を必要とする、いわゆる政府ルートでの投資となります。通常、「インド政府の事前承認」という場合、インド投資促進委員会 (FIPB) の事前承認を意味しますが、複数ブランド小売業に対する外国直接投資は、インド投資促進委員会 (FIPB) の審査に先立って、インド政府商工省産業政策促進局により審査が行われることとなります。

(3) 所感

複数ブランド小売業への外国直接投資を認めることは、過去長期間にわたって外国企業からの要望が強かったところであり、今回の規制緩和は、根強い国内の反対を乗り越えて、遂に政府が複数ブランド小売業への外国直接投資を認めたものとして、一定程度評価できます。

しかしながら、投資地域の制限を初めとして、複数ブランド小売業への外国直接投資には、きわめて多くの投資条件が課せられており、これらを全て満たすことは容易ではありません。

そのため、今回の規制緩和により、外国の小売企業が一齐にインド市場に参入するという動きがあるとは予想にくく、当面は、(今般プレスノート 2012 年第 4 号により単独ブランド小売業に対してなされたような)さらなる規制緩和を外国企業が求めていくことになるのではないかと思います。

2. 単独ブランド小売業に 51%超 100%までの外国直接投資を行う場合の条件の緩和

(1) 従前の規制

単独ブランド小売業 (single brand retail trading) への 51%超 100%までの外国直接投資は、下記(a)から(e)までの条件を満たし、かつ事前の政府承認を得られる場合に認められるとされていた。

- (a) 販売される製品は、「単独ブランド」のみでなければならない。
- (b) 製品は、国際的に同一のブランドで販売されなければならない。すなわち、製品は、インド以外の 1 以上の国において、同一ブランドで販売されていなければならない。
- (c) 「単独ブランド」製品は、製造の過程でブランド化された製品のみとする。
- (d) 外国人投資家は、当該ブランドの所有者でなければならない。
- (e) 51%を越える外国直接投資が行われる場合、少なくとも製品の 30%は小規模企業、農村工、

熟練工、職人の家内工業から調達されなければならない。「小規模企業」とは、工場および機械に対する総投資が 100 万米ドル以下である企業と定期される。この査定額は工場設備の設置時点での評価を参照し、減価償却を考慮しない。いずれかの時点であれ、この査定額が 100 万米ドルを超過した場合、当該企業は本項における「小規模企業」としての資格を失う。本条件の遵守は、第一次的には当該企業からの自己申告により保証されるものとし、また、事後的に、投資家が備置することを要求される適式に認証された会計書類に基づき、監査人によるチェックを受ける。

(2) 今回の規制緩和の内容

2012 年プレスノート 4 号により、上記(d)および(e)の条件が以下のとおり緩和された。また、E-commerce による単独ブランド小売業は認められない旨が明示された。

新(d)項

ブランドの所有者であると否とを問わず、1 名の非居住事業体のみが、当該ブランドにつき、当該ブランドの所有者との契約に基づいて、インド国内において単独ブランド小売業を営むことができる。本条件の遵守義務は、インド国内において単独ブランド小売業を営んでいるインドの事業体が負う。投資家は、外国直接投資の承認を求める際、本条件の遵守が明記されているライセンス/フランチャイズ/サブライセンス契約等の書証を提出する必要がある。

【コメント】

従前は、「外国人投資家は、当該ブランドの保有者でなければならない」とされていましたが、今回の改正により、外国人投資家は必ずしもブランドの所有者である必要は無く、インド国内の唯一の実施権者であれば足りるとされました。

新(e)項

51%を越える外国直接投資が行われる場合、少なくとも製品の 30%はインド国内で行われる必要があり、かつ「小規模企業」、農村工、熟練工、職人の家内工業から調達されることが望ましい。本条件の遵守は、第一次的には当該企業からの自己申告により保証されるものとし、また、事後的に、投資家が備置することを要求される適式に認証された会計書類に基づき、監査人によるチェックを受ける。この調達条件は、第一義的には、最初に外国直接投資が行われた年の 4 月 1 日から起算して、5 年間の平均の製品・加工品の価値において満たされていなければならない。その後は各年ごとに満たされている必要がある。この調達条件の遵守は、単独ブランド小売業を営むために外国直接投資を受けたインド国内の会社が責任を負う。

【コメント】

従前は、「少なくとも製品の 30%は(インドの)小規模企業、農村工、熟練工、職人の家内工業から調達されなければならない」とされていましたが、改正により、インド国内において 30%以上の調達があればよく、「小規模企業、農村工、熟練工、職人の家内工業」からの調達は、「望ましい(Preferably)」(＝必須ではない)とされました。

(f)項(新設条件)

E-commerce による単独ブランド小売業は認められない。

【コメント】

電子メールやインターネットウェブサイト等で消費者が購入を申し込む E-commerce の方法による単独ブランド小売業は禁止されることが明示されました。これは、従前の条件では明示されていなかった内容であり、規制内容の明確化というにとどまらず、一種の規制強化とも評価します。

(3) 所感

「ブランドの所有」および「製品の 30%以上の小規模企業、農村工、熟練工、職人の家内工業からの調達」は、いずれも条件として厳しすぎる、あるいは国際的なブランド管理の常識に合わない等として、批判が強かったところであり、これらが今回のように改正されたことは、純粋な規制緩和として評価できるものと考えられます。他方で、E-commerce の方法による単独ブランド小売業の禁止は、従前の条件では明示されていなかった内容であるため、単なる規制内容の明確化に留まらず、一種の規制強化とも評価しえるものと思われます。

ブランドの所有が要件でなくなったこと（実施権があれば足りるとされたこと）、また 30%の調達要件がインド国内からでありさえすれば良いと変更されたことは、いずれも外国企業による単独ブランド小売業へのハードルを大きく下げるものであり、今後は外国企業による単独ブランド小売業への参入が増加していくことが期待されます。

以上の解説のご参考として、本ニュースレターに 2012 年プレスノート 4 号および 5 号の原文を添付いたします。なお、2012 年プレスノート 4 号および 5 号の原文は、下記のインド政府商工省産業政策促進局の URL にてご覧になれます。

http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes/pn4_2012.pdf

http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes/pn5_2012.pdf

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 琴 浦 諒
電話（直通）：03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒106-6036 東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。